

今帰仁村利用調整基準表

児童名 (/第一希望：)

類型	細目	形態		父	母	
就労	☐ 常勤 ☐ パート アルバイト	勤労日数		勤労時間		
		月21日以上(5日/週)	10	8時間以上	10	
		月16～20日(4日/週)	8	7時間以上	9	
		月12～15日(3日/週)	6	6時間以上	8	
		月12日未満	3	5時間以上	7	
				4時間以上	6	
				4時間未満	2	
		月21日以上(5日/週)	9	8時間以上	9	
		月16日～20日(4日/週)	7	7時間以上	8	
		月16日未満	3	6時間以上	7	
		5時間以上	6			
		4時間以上	5			
		4時間未満	2			
就学・訓練	☐ 大学 ☐ 各種専門学校等 ☐ 職業訓練校	就学・訓練日数		就学・訓練時間		
		月21日以上(5日/週)	7			
		月16～20日(4日/週)	5	8時間以上	7	
		月12～15日(3日/週)	3	7時間以上	6	
		月12日未満	0	6時間以上	5	
				5時間以上	4	
				4時間以上	3	
				4時間未満	0	
求職	求職活動が確認できる場合 入所期間：3か月8					
妊娠・出産	予定日(年 月 日) 入所期間：産前8週間の属する月の1日から産後8週間の属する月の末日まで 1 2					
	入所日が産前産後8週間の期間に該当し、その後就労又は就学等への復帰予定の要件(求職を除く。)が確認できる場合	復帰後に就労予定の場合 就学または職業訓練の場合	3 3			
疾病・負傷・障がい	☐ 疾病・負傷・一般療養	入院(1か月以上)又は常時寝たきり・感染症・難病				
		20				
		常時寝たきりの状態で子どもの世話ができない場合				
		20				
		おおむね6か月以上の長期的治療を要し、日常生活及び子どもの世事に支障がある場合				
		18				
		おおむね3～6か月以上の治療を要する場合				
		14				

		軽症であるが、定期的通院を要する場合 11		
	□障がい者	身体障害者手帳 1 級・2 級該当者、精神保健福祉手帳 1 級・2 級該当者又は療育手帳 A 1・A 2 若しくは B 1 該当者の場合 20		
		身体障害者手帳 3 級該当者、精神保健福祉手帳 3 級該当者又は療育手帳 B 2 該当者の場合 18		
		身体障害者手帳 4 級該当者の場合 16		
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 20			
虐待・DV	虐待やDVのおそれがあり、児童相談所等からの意見書により、社会的養護の必要があると認められる場合 適宜（※ 1）			
その他	□不存在	両親の不存在の場合 40		
調整点	勤務点	採用予定又は開業予定である場合 －1		
		育児休業取得前に在所していた者で、退所後、職場復帰に伴い利用を希望する場合 1		
		沖縄本島内の保育所等（地域型保育含む。）の保育士として採用予定、復帰予定又は勤務している場合 10		
	失業	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合（※ 2） 1		
	障がい	申込児童が障がいを有する場合 適宜（※ 1）		
		日中、世帯内の障害児の監護を必要とする場合（対象児全てに加点） 自宅で全面監護 +18 学校児童デイ等との併用監護 + 6		
	世帯状況	ひとり親又はこれに準ずる家庭の場合 20		
		単身赴任世帯（沖縄本島外に限る。） 3		
		生活保護世帯の場合 36		
	在所状況 （4 月 1 日付、新年度開始時に限る）	在所する園への継続の入所を希望する場合（入所児及び、入所予定児全員に加点） 3		
		兄弟姉妹が別々の保育所等に在所する場合で、新年度どちらか一方の保育所等へ転園を希望するとき（継続児・転園児の両方、入所予定児全員に加点） 3		

小規模保育施設・事業所内保育施設	小規模保育事業等の卒園児童の場合。ただし、連携施設以外での選考となった場合に限る。 3	
	小規模保育事業等の卒園児童であって、兄弟姉妹が在在する保育所等への入園を希望する場合 4	
多子世帯 (子供2人から)	前年度の多子軽減に合わせて、世帯の入所児童及び入所予定児全員に加点する。 (現年度在園児と次年度申請児を合わせた人数を加点) 2	
同居状況	就労していない65歳未満の祖父母と同居している場合 -2	
(現・過年度)保育料滞納	滞納件数×-3 (滞納1ヶ月ごとに-3)	
校区優先	保育所所在地の小中学校区に居住している 5歳児 (+10) 4歳児 (+3) 3歳児 (+2) 2～0歳児 (+1) 校区： 希望する保育所：	
		基礎基準点 計 0 0
		調整点合計 計 0
		総合点数 0

※1 「適宜」については、児童福祉の観点及び世帯状況から優先度を判断する。

※2 生計中心者とは、同一生計内において当該年度又は前年度の所得額が高い者とする。